省令

○総務省令第十四号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）の一部の施行に伴い、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年六月十二日

総務大臣　石田　真敏

住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令等の一部を改正する省令

（住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令の一部改正）

第一条　住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令（昭和六十年自治省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
住民基本台帳の一部の写しの閲覧並びに住民票の写し等及び除票の写し等の交付に関する省令	住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令
（本人の除票の写し等の交付の請求の手続及び請求につき明らかにしなければならない事項）	
第十三条　法第十五条の四第一項の規定による除票の写し（法第十五条の二第二項の規定により磁気ディスクをもつて除票を調製している市町村（特別区を含む。）にあつては、当該除票に記録されている事項を記載した書類）又は法第十五条の四第一項に規定する除票記載事項証明書（以下「除票の写し等」という。）の交付の請求は、同条第五項において準用する同法第十二条第二項各号及び次項各号に掲げる事項を明らかにするため市町村長が適当と認める書類を提出してしなければならない。	［新設］

2　法第十五条の四第五項において準用する法第十二条第二項第四号に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第二項に規定する被害者のうち更なる暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがあるものに係る請求である場合その他市町村長が法第十五条の四第五項において準用する法第十二条第六項の規定に基づき請求を拒むかどうか判断するため特に必要があると認める場合にあつては、請求事由

二　法第十五条の四第五項において準用する法第十二条第七項の規定に基づき除票の写し等の送付を求める場合において、請求をする者の住所以外の場所に送付することを求めるときは、その理由及び送付すべき場所

（本人の除票の写し等の交付の請求につき請求の任に当たつている者が本人であることを明らかにする方法）

第十四条　法第十五条の四第五項において準用する法第十二条第三項に規定する総務省令で定める方法は、次のいずれかの方法とする。

一　個人番号カード等であつて現に請求の任に当たつている者が本人であることを確認するため市町村長が適当と認める書類を提示する方法

二　前号の書類をやむを得ない理由により提示することができない場合にあつては、現に請求の任に当たつている者が本人であることを確認するため市町村長が適当と認める書類を提示し、若しくは提出する方法又は現に請求の任に当たつている者が本人であることを説明させる方法その他の市町村長が前号に準ずるものとして適当と認める方法

［新設］